

江戸川地区第二特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

令和8年4月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、令和7年3月に「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第三次実施計画」を策定しました。

本計画では、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するため、江戸川区東瑞江にある旧江戸川区立下鎌田小学校跡地を活用して、江戸川地区第二特別支援学校(仮称)を設置し、小学部及び中学部を置くこととしています。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者代表及び教育庁関係職員で構成する、江戸川地区第二特別支援学校(仮称)基本計画検討委員会を設置し、基本的枠組みや教育課程等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を踏まえ、江戸川地区第二特別支援学校(仮称)の基本計画を取りまとめたものです。

令和8年4月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

はじめに

第1章 基本的枠組み

- 1 基本的枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目指す学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 教育目標を達成するための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 教育課程編成の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 各教科等の指導の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 各学部の年間授業時数（例）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実・・・・・・・・ 8

第4章 施設・設備の整備

- 1 施設・設備の整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 施設の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 施設一覧（例示）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1章 基本的枠組み

1 基本的枠組み

(1) 設置目的

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画（令和7年3月）に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、江戸川区に江戸川地区第二特別支援学校（仮称）を設置する。

(2) 設置場所

東京都江戸川区東瑞江3丁目11番（旧江戸川区立下鎌田小学校跡地）

(3) 設置学部等

知的障害教育部門：小学部、中学部

(4) 学校規模

40学級を想定

(5) 通学区域

今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、近隣の都立特別支援学校と調整の上、設定する。

(6) 設置予定日

令和14年度以降（建築計画の詳細を検討した後に開校時期を決定）

2 目指す学校

江戸川地区第二特別支援学校（仮称）は、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間の育成」を実現するため、次のような学校を目指していく。

- (1) 全ての児童・生徒が自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができる学校
- (2) 全ての教職員が専門性を高めながら、児童・生徒一人一人に応じた学びを実践する学校
- (3) 地元区や関係機関等との連携の下、地域の全ての学びの場における特別支援教育の充実に向けた中心的存在となる学校

3 教育目標

児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の状態や特性及び心身の発達段階に応じた教育を推進することで、豊かな人間性と社会性を育み、自立し社会に参加できる力を育成する。

- (1) 基本的な生活習慣を身に付け、健康で豊かな心と身体を育てる。
- (2) 感性を育み、自分を表現する力とコミュニケーション能力を育てる。
- (3) 社会生活に必要な知識・技能を培い、自ら考え、意欲的に学び、行動する力を育てる。
- (4) 他者を思いやり、協働しながら集団に参加する力を育てる。
- (5) 自立と社会参加に向けて、生活する力と働く意欲を育てる。

4 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童・生徒一人一人の的確な実態把握に基づく指導課題や本人及び保護者の願いを踏まえ、個に応じた、スモールステップを大切にしながら具体的な指導目標を設定し、指導内容・方法や教材・教具等を工夫する。
- (2) 児童・生徒及び保護者との十分な相談と同意に基づき学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を作成し、個別指導計画と連携させて指導の充実を図るとともに、関係機関との連携や引き継ぎのツールとして有効的な活用を図る。
- (3) 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育活動の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる。
- (4) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
- (5) 学校運営連絡協議会や学校評価の結果を活用し、保護者・地域・関係機関と協働して教育内容の改善を図る。
- (6) 保護者や関係機関との連携を深め、教育的ニーズの共通理解を図りながら、児童・生徒の安心・安全で健康的な学校生活を支援する。
- (7) 食育の推進と摂食指導の充実を図り、児童・生徒の障害の状態に応じた給食の提供と衛生管理を徹底する。
- (8) 医療的ケアが必要な児童・生徒に対しては、医療機関との連携を図り、教育環境の整備と健康・安全への配慮を徹底する。
- (9) デジタルの活用を推進し、児童・生徒が主体的に学びに取り組む環境を整えるとともに、表現力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- (10) 外部専門員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理師等）との連携を活用し、アセスメントに基づいた指導方法の改善と教材開発を推進する。
- (11) 日本の伝統・文化への関心を高め、郷土や国への愛着と誇りを育む特色ある教育活動を推進する。
- (12) 在籍する児童・生徒の保護者や地域の小・中学校に対し、副籍制度の意義や内容・方法等に関する理解啓発に努め、直接交流の一層の促進を図る。
- (13) 障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設けることにより、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。
- (14) 小学部・中学部を通じた一貫したキャリア教育を行い、社会生活への意識を高め、望ましい勤労観・職業観の育成を図る。
- (15) 学校の教育活動全体を通じて、地域の人々などと活動を共にする機会を組織的・計画的に設けることにより、児童・生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むようにする。

第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

江戸川地区第二特別支援学校（仮称）の教育課程は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」（以下「学習指導要領」という。）に基づき、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念を踏まえ、児童・生徒が将来、自立し社会参加するために必要な資質・能力を育成する。また、個別指導計画に基づく指導を徹底し、個々の児童・生徒の実態に応じた指導の充実を図る。

小学部では、学習指導要領が示す「育成を目指す資質・能力」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の育成を図るとともに日常生活の指導に重点を置き、発達段階に応じた指導目標を設定し、学校生活に見通しをもてるようにする。

中学部では、小学部で培った「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」や日常生活の能力に加えて、集団参加や役割などの社会性の指導を大切にする。

また、児童・生徒の実態に応じて、学級編制に関わらず、知的障害の教育課程又は自閉症の教育課程での教育が受けられるようにする。

2 教育課程編成の基本方針

児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指した教育課程を編成する。

(1) 普通学級の指導の充実

各教科による指導と各教科等を合わせた指導をバランスよく配当した教育課程を編成する。各教科別の指導については、国語及び算数（数学）を中心に基礎的な学力の定着を図る。また、各教科等を合わせた指導については、小学部では、日常生活の指導や生活単元学習を中心に、中学部では、さらに作業学習を設定し、小学部及び中学部の各段階に応じた指導目標や指導内容の設定を行うとともに、一貫した指導の充実を図る。

(2) 自閉症の指導の充実

社会性の学習を設定し、自閉症の児童・生徒の社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導の充実を図る。また、学習環境の構造化や絵、文字、写真カード等を用いた視覚支援等に努め、自閉症の児童・生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるように支援する。

(3) 重度・重複学級の指導の充実

児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う自立活動の時間の指導を設定し、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行う。

また、日常生活の指導を充実させ、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

3 各教科等の指導の基本方針

(1) 教科別の指導の充実

ア 国語・算数（数学）等の各教科別の指導は、集団指導と個別の課題学習を効果的に組み合わせて指導を行う。

イ 特別支援学校外部専門員と連携し、標準化された発達検査等の結果等を踏まえた適切な実態把握を行うとともに、教科の系統性に即した、専門的な指導の充実を図る。

ウ 指導の成果が単なる知識の習得にとどまらず、実生活に生かせるように日常生活の指導や生活単元学習等に相互関連させ、基礎的な学習の向上を図るとともに、図書室やデジタルを積極的に活用し、言語能力や情報活用能力を育成する。

(2) 特別の教科 道徳

「道徳科」の全体計画に基づき、「特別の教科 道徳」を要とし、教育活動全体の中で、思いやりの心や規範意識を育成する。道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して、組織的・計画的に推進する。

(3) 外国語活動

ア 小学部第3学年から第6学年までの児童を対象とし、各教科等を合わせた指導（生活単元学習）で取り扱う。

イ 知的障害の特性を踏まえ、児童が興味・関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものを重視し、外国語に親しみ、簡単なコミュニケーション能力を身に付けられるようにする。

(4) 総合的な学習の時間

ア 中学部において実施し、奉仕活動、交流活動・共同学習等で構成する。

イ 生徒の興味・関心に基づく課題を設定し、自ら学び、考える力を育てる。

ウ 主体的に他者と関わり、自分のできることで他者へ貢献しようとする態度を身に付けられるよう指導する。

(5) 特別活動

ア 学部、学年、学級等の活動を通して、自主性を高め、積極的な態度を育てるとともに、集団相互の交流を通して社会性を高められるように、各教科等を合わせた指導を中心として指導する。

イ 小学部高学年においてクラブ活動の時間を設定する。

ウ 校外での学校行事については、社会教育施設等の公共機関の活用等、体験的な活動を効果的に展開できるように計画する。

(6) 自立活動

ア 知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。

イ 外部専門員との連携により、自立活動の指導の充実を図るとともに、各教科等の指導との関連を明確にし、教育活動全体で取り組む。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

(7) 各教科等を合わせた指導

ア 各教科等を合わせた指導を一貫した教育（キャリア教育）の中核に位置付け、各教科等との関連を図り、児童・生徒の主体性や意欲を育てるための指導の充実に努める。

イ 小学部・中学部とも日常生活の指導及び生活単元学習を中心に、指導内容・方法及び教材・教具、補助具やジグ等を工夫し、児童・生徒ができる状況を整え、児童・生徒の学習活動の意欲や望ましい生活習慣の確立、コミュニケーション力や社会性が育つように指導する。

ウ 小学部では、中学部との交流を通して、学校や社会での自分の役割や自己の理解を促し、自分自身の成長した姿をイメージする力を育てるよう指導する。また、中学部では、高等部の作業学習につなげることを念頭に、作業学習を設定し、職業教育の充実を図り、生徒一人一人のキャリア発達を促し、望ましい勤労観・職業観を育てるよう指導する。

エ 「社会性の学習」は、小学部及び中学部の自閉症学級に設定する。

(8) 生活指導

ア 教育活動全般を通じて、人権を尊重した適切な指導を心掛けるとともに、児童・生徒の豊かな心を育て、自己肯定感を高める指導の充実を図る。

イ 一人通学を実施するに当たっては、児童・生徒の実態を把握し、個別指導計画に基づき実施する。また、学校・家庭・地域が連携するとともに、安全な一人通学指導の徹底を図り、児童・生徒の実態に応じた行方不明の防止策を講じる。

ウ 地域の健全育成ネットワーク、管轄する警察署との連携によるセーフティ教室、防犯訓練（不審者対応訓練）を通し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害及び加害の防止に向けた指導を推進する。

エ 「SNS東京ルール」（平成31年4月改訂）に基づいたルール作りのほか、「GIGAワークブックとうきょう（旧SNS東京ノート）」（令和6年4月公開：東京都教育委員会）等を活用し、パソコン、携帯電話、スマートフォン等、情報機器の適切な利用について指導を行う。

オ 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月：東京都教育委員会）に基づいて作成する「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ総合対策（第3次）」（令和7年6月：東京都教育委員会）を活用し、教育委員会と連携して組織的にいじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

カ 危険を予測し回避することのできる知識や技能の習得を特別活動や各教科等を合わせた指導の単元に位置付け、指導を行う。

(9) キャリア教育・進路指導

ア 教育活動全体を通じ、将来の「働く生活」の基盤となる基本的な生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上に関する指導の充実を図る。

イ 『「自分らしい生き方の実現を目指して」都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援』（令和3年3月：東京都教育委員会）などを活用しながら、障害のある児童・生徒が自らの学習や生活面での振り返りを行うことができるよう、支援と工夫を行う。

ウ 近隣の知的障害特別支援学校等と綿密な連携を図り、小学部から高等部までの個々の児童・生徒のキャリア発達支援を促すことのできる一貫性のあるキャリア教育・進路指導を推進する。

4 その他

(1) デジタルの活用による教育内容・方法の充実

一人1台のタブレット端末等を活用して指導内容・方法の充実を図るとともに、個別の指導場面のみではなく、集団の場面でも活用できるよう指導内容・方法の工夫を図る。

(2) 副籍制度の推進

近隣の小・中学校との交流及び共同学習の機会を設けるとともに、在籍する児童・生徒の保護者や地域の小・中学校に対し、副籍制度の意義や内容・方法等に関する理解啓発に努め、直接交流の一層の促進を図る。

(3) 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習や地域の人々などと活動を共にする学習を組織的・計画的に行う。

5 各学部の年間授業時数（例）

(1) 小学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

区分	各教科						道徳科	外国語活動 (外国語)	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		102	102	34	34	136					340		102	850
2年		105	105	35	35	140					350		140	910
3年		105	105	70	70	140					350		140	980
4年	35	105	105	70	70	140					350		140	1015
5年	35	105	105	70	70	140					350		140	1015
6年	35	105	105	70	70	140					350		140	1015

【普通学級（自閉症の教育課程）】

区分	各教科						道徳科	外国語活動 (外国語)	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年		102	102	34	34	136					340		34	68	850
2年		105	105	35	35	140					350		70	70	910
3年		105	105	70	70	140					350		70	70	980
4年	35	105	105	70	70	140					350		70	70	1015
5年	35	105	105	70	70	140					350		70	70	1015
6年	35	105	105	70	70	140					350		70	70	1015

【重度・重複学級】

区分	各教科						道徳科	外国語活動 (外国語)	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		102	34	34	136				102	340		102	850	
2年		105	35	35	140				105	350		140	910	
3年		105	70	70	140				105	350		140	980	
4年		140	70	70	140				105	350		140	1015	
5年		140	70	70	140				105	350		140	1015	
6年		140	70	70	140				105	350		140	1015	

(2) 中学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

区分	各教科										道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導					生活単元学習	作業学習		
1年	105	18	105	17	70	70	140	70			35			175	105	105	1015	
2年	105	18	105	17	70	70	140	70			35			175	105	105	1015	
3年	105	18	105	17	70	70	140	70			35			175	105	105	1015	

【普通学級（自閉症の教育課程）】

区分	各教科										道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導					生活単元学習	作業学習	社会性の学習		
1年	70	18	70	17	70	70	140	70			35			175	105	105	70	1015	
2年	70	18	70	17	70	70	140	70			35			175	105	105	70	1015	
3年	70	18	70	17	70	70	140	70			35			175	105	105	70	1015	

【重度・重複学級】

区分	各教科										道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導					生活単元学習	作業学習		
1年	70		70		70	70	140	70			35		105	175	105	105	1015	
2年	70		70		70	70	140	70			35		105	175	105	105	1015	
3年	70		70		70	70	140	70			35		105	175	105	105	1015	

※本教育課程は、令和8年3月現在の例示であり、開校時に調整を行うことがありうる。

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

江戸川地区第二特別支援学校（仮称）は、地域の特別支援教育推進の拠点として、学校・家庭・地域の人々・地元区・関係機関等が互いに連携しながら、共生社会の実現に向けて地域とともに育つ場所となる必要がある。

そこで、学校経営の一環として、特別支援教育のセンター的機能の発揮により、地域の全ての学びの場における特別支援教育の充実を図るとともに、地域の人々の特別支援教育への理解促進及び地域防災への貢献に向け、以下のような取組を行っていくことで、地域に根ざした学校づくりを進めていく。

- (1) 地元区の教育委員会や幼稚園、保育所及び小・中学校等との日頃からの連携により、強固な協力関係を築くことで、就学前段階から保護者に対する的確な情報提供を行い、児童にとって最適な学びの場への就学を推進する。
- (2) 発達障害を含む障害のある児童・生徒への支援の充実を図るため、地元区の教育委員会等の要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小・中学校等へ派遣し、指導内容・方法や教材・教具に関して助言等を行う。
- (3) 地域の幼稚園、保育所及び小・中学校の教員等を対象に、特別支援教育に関する研修会を開催するなど、地域全体の特別支援教育の充実を支援する。
- (4) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を活用した支援会議を実施するなどして、居住地域における関係機関等との連携を図り、児童・生徒やその保護者を支援する。
- (5) 学校の教育活動全体を通じて、近隣の小・中学校との交流及び共同学習の充実を図ることにより、児童・生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性豊かな人間性を育む。
- (6) 児童・生徒の居住地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度の意義や内容・方法等に関する理解啓発に努め、直接交流の一層の促進を図る。
- (7) 地域の人々を対象とした公開講座及び授業公開の実施や、ホームページ等を活用した教育活動の発信に取り組むことにより、特別支援教育や障害のある児童・生徒への理解を促進する。
- (8) 地域と連携した教育活動を推進し、児童・生徒と地域住民との交流活動の充実や地域貢献に取り組む。
- (9) 学校運営連絡協議会からの提言や学校評価の結果を活用した学校運営に取り組むことで、地域の期待に応える学校づくりを推進するとともに、地域との連携を深める。
- (10) 学校における教育活動に支障のない範囲で体育施設を開放するなど、地域住民のスポーツ活動・文化活動、生涯学習の振興に寄与する。
- (11) 地域の避難所開設を想定した防災訓練の実施により、防災に係る地元区や関係機関等との連携強化に取り組むことで、地域の防災拠点としての役割を積極的に果たしていく。
- (12) 平時から備蓄物資の適切な管理に取り組むことで、災害時帰宅支援ステーションとして、情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等、都民に対する支援を行う。

第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

第1章から第3章までに掲げる教育の実現に向け、設置場所の敷地要件や関係法令等の条件を踏まえ、安全かつ快適な教育環境を確保するとともに、児童・生徒の発達段階や障害特性等に応じた教育内容・方法に配慮した整備を行う。

なお、整備に当たっては、地元区からの避難所の指定を想定した施設・設備を検討する。

2 施設の概要

(1) 学校への交通

都営地下鉄新宿線 瑞江駅 徒歩約6分

(2) 敷地面積

約9,200 m²

3 基本方針

教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、知的障害教育部門小学部及び中学部に必要な施設・設備を整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備について、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準等）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	4	
	更衣室（教職員）	4	
	休養室	2	
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	個別観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	給食室	1	
	廃棄物保管庫	1	
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	
	開放用倉庫	1	
	備蓄倉庫	1	
体育部門	体育館	1	ステージ及び付属室を含む。
	プール	1	機械室及び付属室を含む。
普通教室	普通教室	40	
特別教室	音楽室	1	
	図工室	1	

特別教室	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	
	家庭科室（調理）	1	
	理科室	1	
	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	2	
	実習室	5	
	特別活動	児童・生徒会室	1
更衣室		4	
自立活動部門	多目的室	2	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
計		106	

参 考 资 料

江戸川地区第二特別支援学校（仮称） 基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 江戸川地区第二特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育庁に江戸川地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、江戸川地区第二特別支援学校（仮称）の基本的枠組み、教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱するものをもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にあるものをもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から令和8年3月31日までとする。

（委員会の招集）

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議及び会議資料等は、原則として非公開とする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

江戸川地区第二特別支援学校（仮称） 基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	山口 美佳	都立鹿本学園関係者	
	関 保枝	都立臨海青海特別支援学校関係者	
学校関係者	堀江 浩子	都立鹿本学園 統括校長	
	小原 由嗣	都立臨海青海特別支援学校 校長	
教 育 庁	西山 公美子	特別支援教育推進担当部長	(委員長)
	岐下 英男	都立学校教育部特別支援教育課長	
	中田 亮	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	濱渦 孝治	都立学校教育部主任指導主事(特別支援教育推進担当)	
	松浦 隆史	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	辻 等	都立学校教育部施設調整担当課長	
	中村 大介	指導部特別支援教育指導課長	
	細川 智佳子	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	
	小柴 崇裕	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	布施 竜一	人事部人事計画課長	

(事務局)

教 育 庁	中田 亮	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	小島 大武	都立学校教育部特別支援教育課課長代理 (特別支援教育企画担当)	
	野崎 佑馬	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当	
	津久井 翔希	指導部特別支援教育指導課指導主事	